

Ⅲ わらじ村長 鎌田三之助の挑戦

8 鎌田家三代の決意

「品井沼排水工事今昔見聞拾遺録」は、鎌田三之助翁が晩年、特に品井沼と鎌田家との関係文書を残しておきたいとの念願から、記憶されていた主な関係事項を収録した直筆の拾遺録である。全体で23項が取り上げられており、その原稿はすべて村会などの諸会議で使用された謄写用紙の裏面に墨書されたものだという。

鎌田家三代にわたる不撓の歴史が凝縮されてここにある。より多くの方々に知っていただくことができるよう願いつつ、それらの中の一部を照会したい。

(注) できるだけ原文に忠実に転載したが、読みやすいように一部現代仮名使いに変換するとともにルビを付した。

● 「品井沼排水工事今昔見聞拾遺録」から抜粋

1 品井沼排水工事竣工式日拂曉母の教訓

式場は松葉山、式後に新潜穴三條から締切を破って通水させた。参列者は主客一千余名以上もあった。長い間の懸案であったから客は皆直接間接工事のために尽力された人々である。その中には故人となった方々もある。こういう人にはその子や孫に参列してもらった。国家の大工事というので内務大臣もまた各関係の局長課長をしたがえ式場に臨んだ。平田東助氏の大臣時代である。

式が済むと参列者全体に新潜穴を船で通ってもらい、御馳走場所は瑞巖寺前海岸向かいにある雄島であった。それまで来てもらうのであった。知事(寺田祐之氏)から拙者が接待係を命じられて斡旋したのであった。

朝早く例の通り草鞋をはいて母に行って来るとあいさつしたのであった。すると母は、拙者を呼び止め「三之助やちょっと待て」と言われました。風呂敷包みをさげて来ましたから、松島の親戚や出入りの内へでも寄って、無沙汰見舞でもして来いという土産物でもあるかと想像したのです。母が拙者の側に来てこう申すのでありました。「三之助や今日のお祝いは貴様一人の喜びではない。御祖父様や御父様も連れ申さんけりゃならぬ。」と申しまして、祖父と父の位牌を新しい風呂敷に包んで持って来たのであった。拙者は驚いて話しが出ず、ただ板の間に両手をついて涙ながらに詫びたのであった。「母上、誠に済まない事をしました。式場の事にばかり気を奪われ、御祖父様や御父様をお連れ申すことを忘れたでは済みませんが、全く遺れてしまいました。大不幸者です。ドーン、お許し下さい。門外には御母様の御教訓で大不幸者の名は出ませんでした。なにとぞお許しを。」と頭を幾度か下げて風呂敷包みを受け取り式場に急ぎました。

式が終わると一同はあらかじめ用意しておいた船で新潜穴を流下したのであった。拙

者も親子三人で新潜穴を通過しました。祖父や父の喜びはいつそうであったろう。また御尽力くださった官民多数の諸彦に幾度か低頭感謝したのであらうと思わず落涙しました。

雄島に近くなったころふと思い出したのは、位牌を背負って御馳走場に入るのも、客に対して失礼なこと、また位牌に対しても酒も肴さかなもあるのにすまないことと思っ、幸い瑞巖寺門前の観月楼の主人は知り人なれば、帰りまで預かって貰おうと思立ち、同店(旅館)に行き、大宮司という人なれば「大宮司さんは今日はお忙しいでしょうな。」と挨拶をしながら、「此の通りで何処も彼所も人の山です。あなたも接待係なそうだから骨が折れますナア」と言葉を交わす中にもまた他の用事があるという忙しぶり。そのところを捉えて拙者は同氏にこう頼みました。「大宮司さん今日は特に忙しいんでしょ。その忙しいところを見込んでお頼みがあって来た。お頼みする身分としてはなはだ勝手なことを言うだが、この風呂敷包みをドーズ御仏壇に拙者が帰るまで預かっておいてもらいたい。」と頼みますと、同氏はそれを受け取り探ってみますと位牌であることが判りまして、「ア、これは御位牌だナア。なるほど今日はあなた独りの喜びではない。御祖父様や御父様もお連れ申されなければならなかつた。御両かたの御位牌ですネー。承知しました。行っていらっしゃい。」と言葉を交わし、「行って参ります。よろしく頼む。」と言い置いて雄島へ行き、御馳走が済み帰途同店へ立ち寄り位牌を貰って行こうと思いましたら、同店より雄島の見える所に机を据え、位牌を飾り、前には燭台もあり、香炉もありましたから、燈明も線香も捧げて貰いましたのあった。厚く礼を陳べて帰りました。翌日の各新聞には筆を揃えて鎌田は大孝行者であると何時撮られたか分かりませんが帰る後姿を写真したるものと見え、それを挿絵としたのであった。

拙者は大不幸者だったのでありますが、母の教育で大不幸の名が門外へ出ずに済みましたのみならず、大孝行者にして貰いましたのであります。家法として月一回は必ず墓参をしておりますが、母の命日二十四日に拙者拙宅なれば拙者が必ず行きます。不在の時は家族の誰なりが詣でます。

品井沼竣工式あわせて御馳走を終えて帰宅。拙者が母に挨拶しますと、母は「三之助やこんなものが出来た。」と申しまして、左の句を示されました。

永らえて八十路の坂の峠より乾したる沼を見るぞ嬉しき

母は八十一歳で身まがりましたが、「俺が死んでも決して弔いなどしてくれるなよ。この最大なお土産を御祖父母様、御父上様方へ持つていくのであるから、千部万部のお経よりありがたい供養だ。思い残すことは塵程ちりもない。こんな喜びはない。」と申して、臨終の時も一週間ばかり床に就き、眠るが如く世を去りました。(大正元. 11. 24)

20 祖父の品井沼排水工事に対する決意

天保時代の事であるから、一切万事は藩政府すなわち殿様政治において決済するので、ことに大工事であるから元禄潜穴は仙台藩すなわち伊達家の執行、藩全体の工事であって「御国普請」と稱えたということである。今日の県費支弁であった。

竣功してはじめて志田、遠田、宮城、黒川諸郡関係の諸村の水害を除き、鳴瀬川、吉田川は江合鳴瀬改修工事の如く瀬割工事で、若針まで行き合流した吉田川は、品井沼の水を併せて二子屋から諏訪山に四條の掘穴を掘り流下したのであるが、流路の変遷により瀬割工事は廃れ、各河川及び池沼の底も嵩まり、竣工当時の如き効果は日増しに薄らぎ、品井沼沿岸各町村民いずれも元禄潜穴の増掘を希望して止まなかった。

喉元過ぐれば熱さを忘るるで、水害でもなければ、また増掘を必要と考えるものもない状態であるが、祖父はこの地に子孫を残して置く限りは、この害を除かなければ自滅するより外がない運命に臨んでいるのである。此処を立ち退いて多藩に行くこともできない訳でもないが、士は二君に仕えずの道もあり、隧路の仕事で一命を失うも、此処を去って汚名を流すよりはかえって子孫のためには一命を棄てて同じく子孫の自滅を謀るのが得策、かつ潔よき処置ではあるまいかと、元禄潜穴は御上の普請である。それが効果がないとなれば上を誘うことになる。之を懼るれば災害のため子孫は自滅する。増設工事を願えば、役人共は必ず反対するのは今より知られるのである。

何とか名案を求めて殿様に直訴し、殿様より伊達家に上申して裁下を請うより外ないと決心し、死をもって直訴することを思い立ち、八方苦心の末奥方に取り入れ上申したのであるが、果せるかな役人総反対となった。殿様より増設工事を施行しなければ、第一屋敷の収入が減じ、農民の苦痛を除くことができないので増設をするのである。

工事施行を伊達家に上申することになり、況して工費一切は鎌田が負担し屋敷の迷惑にはならんとのことで、藩に起工の請願をしたのであるから、各方も充分尽力して工事の一日も早く竣功するよう勤められと申された。八方十方の反対を押し切り施行裁可になり、それ以来工事施行上に奔走したのである。上には工事費は一文もおかけ申さんと願をしたのである。

そこで工費は借り入れなければならないので、大阪の鴻ノ池、酒田の本間等にたびたび出かけ、鴻ノ池には祖父が孝明天皇御即位の大嘗会に、殿様の供をした時に暇を請うて立ち寄って借入申込をした。また同時に高野山にも詣って谷上の成就院に願のために立ち寄った。いよいよ金が辨ずる時は、寺判と申して寺の保護が必要のため、それを願のために行ったと申しておった。

その後また父も大阪に行きました。酒田の本間にも再三行ったそうで、同家よりは測量機器一切を携帯して技師が来たそうで、測量器は最近まであった。皆木製であった。並大抵の決心ではなかったことは外部の人達一般の人々も判ってくれたと見えて、家中の中で

も重役は権勢上から多分反対であった。しかしその他の役人に限らず一般もあるいは感情上から反対もあったが、多くは賛意を表したと聞いている。品井沼堤防内の荒蕪地を^{おうしゅ}の許可を得て開墾したものが数十町歩、これより収穫した^{もみ}籾を一千石を貯蔵する倉庫まで建築して、^{たか}邑主の城中に貯蔵し、救荒の備付としたので、^お邑主の信望ますます厚く、かつ開墾事業を奨励し、いよいよ品井沼排水に留意するに至ったのである。

邑主は殿様と稱え、松山邑主は茂庭周防である。事大小となく小野寺鳳谷先生の指示を受けたと祖父は言っていた。

祖父排水工事の最高熱意

天保元年冬、大いに暖気にして草木の花咲き^{たけのこ}筍が出た。ちょうど三四月頃の如く雷雨が数々来る。

天保二年春分、寒気甚だしく雨天勝で、晴天はまれで、夏になってなお寒気去らず、田植にも綿入を着て火にあたる程の寒であった。

天保三年、奥州一体飢饉。

天保四年、夏季寒冷、田畑不毛、冬季飢えたものが多く出た。六月洪水もあり、作物皆な流失した。

天保五年、豊作。

天保六年、地震があり、又城壘崩れ、^{かいしやう}海嘯もあり、家屋流失、溺死者無数。

天保七年、夏の始めより日々曇り日を見ず、今日は天気かと思うと午後より^{うしとら}良位より冷風が吹き霧雨がだらだら^{ちやうど}恰度二月頃の天気のように寒く、遂に大雨降り、洪水となり、五穀皆な水腐となった。

天保八年、奥のみならず、全国挙げて餓死騒ぎをするに至ったのである。

以上の状況を目の^{あた}當り見て、^{いよいよ}愈々排水工事の急なことを感知し、^{とう}當地方は洪水の害を除けば旱害の虞れは更になく、豊年の作物を貯蔵する義倉を各郡村毎に設置して、備荒の^{あらた}儲蓄をさえ充分にあれば、飢饉の愁いを除くこと易々たるものであると思ひ立ち、排水事業の竣功こそ急中の念であると堅く決意したのは此の時だったと祖父が言ったということ、祖母や父母から聞かされたものである。

21 父の時代

明治戊辰の革命時代に遭遇したので、排水事業の一大頓挫を来した。父は明治御維新後なれば、村長或は戸長等名称は更^かはっても、終始村治に携わる職務には変りない。それであるから、専ら品井沼排水事業に腐心したのである。その中祖父は死亡した。祖父は病^{あらた}革まるや、父を病床に^よ召び、^{かくのごと}斯く遺言をした。「最早や病勢も日々に募り、六ヶ数なつたと思われるが、俺が亡くなくても生計上のことも心配しなければなるまい。けれども先^{まづもつ}以て

かねて心配して居る品井沼の排水工事の心配をして貰わなければならぬ」と言い終って絶命したのである。祖父の生存中も共に心配はして居たのであるけれども、なお一層力を入れることになったのである。

廃藩置県後、今の宮城県は仙南は角田県、中央は仙台県、仙北は登米県、涌谷県、石巻県等に分かれて県があった。それが統一して宮城県となり、初代の県令は松平正直氏であった。父は村吏のために度々出会の機会があるので、折りを見て松平氏に排水工事のことを話すと、非常に同情を以て迎えられ、それ以来頗る問題が大きくなり、松平氏も各地の事業家に照会せられ、大いに力を得て、明治十一年には鹿児島事件の国事犯人を以て事業を起すことにまで進み、松平氏の肝入りで国費を以て支弁し竣功することになり、夢かと斗り喜んだのは父斗りではない。沿岸三郡十三ヶ村民狂気の如く喜んだと申して居った。

俄然内務省の省議が変更して起工に至らずして沙汰止みになった。其時、松平氏の斡旋により内務省警保局長小野田元熙氏、典獄高山一祥氏と共に屢々来往して事業の計画に奔走したと申して居った。全国あらゆる資本家事業家に照会され、又は松平氏と同道して行った事も度々あったと申して居った。殿様では毛利公、前田公、事業家では三井三菱、澁澤、五代、古河の諸氏にも会見して事業の成立を懇請したと申して居ったが、父もまた工事に着手前いわゆる奔走中に病に罹り死亡したのである。

父は別段遺言はなかったが、拙者の家庭は家法として極端の節約を守り、細小の物資にまで手が及び、廉価の紙類にまで節約を加え、帳面なども白い所に記帳が出来なくなれば、更に裏返しをして帳面を拵え記帳をし、障子なども反故紙で貼るのが例で、吝嗇だとか、しわいとか言われる程なのに、父の枕元にある書類の中に惜し気もなく、真白な紙に何にか筆太に書いたものがあるのを見出したから、取り上げて見ると、父は俳句の真似をして居ったので、こう書いて置いた。「亡き跡も心浮ぶや沼の水」 拙者は父が祖父の遺言を守ると同様な感じをもって、排水事業実現に奔走したのである。父の時代の反対は主に感情であった。成功の名を博せられるとか、あるいは今まで品井沼開墾という事は何百年耳にタコの寄るほど聞かされたが、物になったのは一つもない。況してや「昔より田にも畑にも品井沼、馬鹿な狐がかいこんと鳴く」というて出来るものではない。その出来ない事を知って明日にも出来るような事を言い振らして、人を欺きつつあるのは岡金掘りと言うのだ。鎌田も先代より奔走して大部使い、貧乏になったそうであるからその穴埋に岡金を掘るのだろうと言う。沿岸村民の感情を害し、反対が大部邪魔になり、請願等に調印を求めるときなど迷惑したと申して居った。

その外に沼の漁師どもの反対、これは生活上から反対である。父は釣魚道楽で雨が降っても、風が吹いても行ったもんである。世間では「鎌田は魚類を釣るのではない。大きな品井沼を釣らんとして居るんだから、頑丈な竿でなくてはなるまい」などと擲擧一番したそうであるが、洪水たびごとに何処方面が浅くなった。何方面が深くなった。若しくは某方面の砂地は泥になったなど、終始沼底等の測量に注意を払ったのである。何日か皆で揃って若し此の排水事業を止めなければ、命を貰うと脅迫し、強いてやるなら脚の一本も折

ってやろうじゃないかとなど、漁夫共の内評議もあったということである。

22 父の訓戒

品井沼排水事業は祖父様、死を以て決行を誓い、神仏に祈願をこめて成功せずんば一命を召されと堅い決心で企くわだてたので、これが出来なければ御互が此の地は勿論此の世もろんに居ることも出来ない。武士は二君に仕えずと、御祖父様も戒めてござるから自決するより外みちに途はないのである。

命の続く限り、財産のある限り、尽力しなければならない。決して他より旅費を貰うの、日当を払うのと言う事に耳を傾けてはならぬ。裸一貫まで橋の下に住むようになっても他力を乞うてはならぬ。命が無くなったら止めろと戒しめられたので、他力は三代一文も乞いません。組合事業に移っても旅費日当を受けたことは一文もございません。

23 品井沼排水工事通水式

明治四十三年十二月二十六日であった。何んとも言えない感に打たれたのであった。終始落涙して眺めたのであった。祖父も落涙しつつ、感謝しつつ草葉の蔭から眺めたらうと思えます。余りの嬉しさに漢詩を賦した。此の日は父の命日である。

魚鼈蛟龍何処辺　蒼波萬傾尽稻田　若教世道如人意　豈費經綸三百年